

知多北部広域連合公告第42号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定に基づき、令和8年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）の要領をここに公表する。

令和8年8月28日

知多北部広域連合長 花 田 勝 重

令和8年度知多北部広域連合一般会計補正予算（第1号）

令和8年度知多北部広域連合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ236,660千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,897,780千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		105,930	4,716	110,646
	1 国庫負担金	105,930	4,716	110,646
3 県支出金		54,628	2,358	56,986
	1 県負担金	52,965	2,358	55,323
4 財産収入		509	501	1,010
	1 財産運用収入	509	501	1,010
5 繰入金		1	224,672	224,673
	2 特別会計繰入金	0	224,672	224,672
6 繰越金		2,000	4,413	6,413
	1 繰越金	2,000	4,413	6,413
歳入合計		4,661,120	236,660	4,897,780

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,655,795	236,660	4,892,455
	1 総務管理費	4,655,523	236,660	4,892,183
歳出合計		4,661,120	236,660	4,897,780